

# 生活衛生とちぎ

編集・発行  
 栃木県保健福祉部生活衛生課  
 〒320-8501  
 宇都宮市鳩田1-1-20 TEL.028(623)3110  
 公益財団法人 栃木県生活衛生  
 〒320-0027 営業指導センター  
 宇都宮市鳩田1-3-5 砂川ビル  
 TEL.028(625)2660

## 平成27年度栃木県生活衛生同業組合協議会定期総会の開催



栃木県生活衛生同業組合協議会（以下「協議会」という。）（会長 加賀田敏雄）は、6月30日（火）13時30分から宇都宮市内の「ホテルニューイタヤ」において、平成27年度定期総会を開催した。

先ず最初に、加賀田会長のあいさつの後、総会に先立ち、生活衛生関係営業の発展等に功績のあった方々13名に対し、加賀田会長から生活衛生功労賞の会長表彰の授与を行った。

続いて、協議会及び公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センターの発展にご尽力された協議会の理事及びご指導を賜った行政職員等に加賀田会長から感謝状を贈呈した。

その後、栃木県知事福田富一氏、栃木県議会副議長五十嵐清氏をはじめ、多くの皆様方からお言葉をいただき、議事の審議に入った。

議事進行は、加賀田会長が規定により議長に就任し、第1号議案から第4号議案まで慎重審議のうえ、すべての提出議事が原案どおり可決されたあと、引き続き、報告事項として協議会の理事の選任及び（公財）栃木県生活衛生営業指導センターの平成26年度事業報告と平成27年度事業計画を報告して終了した。

### 平成27年度栃木県生活衛生同業組合事業計画

1. 生活衛生同業組合及び同協議会各支部の組織強化
2. 生活衛生関係営業の近代化、合理化対策のための関係機関・団体等への要望陳情
3. 行政機関等の実施する事業への参加及び協力
4. 全国生活衛生同業組合中央会、全国各生活衛生同業組合連合会及び県内各生活衛生同業組合との連携
5. 生活衛生功労等の表彰推薦
6. （公財）栃木県生活衛生営業指導センターの実施する事業への協力
7. その他、目的達成のために必要な事業の実施

### 主な内容

栃木県生活衛生同業組合協議会定期総会の開催 … 1	県からのお知らせ(とちぎハサップについて) … 5
生衛組合活動推進月間中の活動について … 2	県からのお知らせ(食品表示制度について) … 6
経営特別相談員研修会の開催 … 3	組合だより(社交飲食業・興行組合) … 7
第1回支部長、特相部会長、事務局長会議の開催 … 4	組合加入のお知らせ … 8



## 生活衛生同業組合活動推進月間における具体的な活動について

生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）活動推進月間実施要綱（以下「要綱」という。）を踏まえ、平成27年度においては11月の生活衛生同業組合活動推進月間を中心に関係行政機関等の協力を得て、（公財）全国生活衛生営業指導センター、（公財）栃木県生活衛生営業指導センター（以下「県センター」という。）及び栃木県生活衛生同業組合協議会（以下「協議会」という。）とともに、生衛組合の周知広告や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開する。

### 【月間活動事業】

この要綱の重点活動項目を踏まえ、県センターが実施する衛生水準の確保・向上事業と一体となって、月間を中心として活動計画を策定し、その行動計画に基づき、協議会及び県センターが行政機関等の指導の下に各種事業を重点的に実施する。

#### （1）生活衛生同業組合活動推進会議の開催

各生衛組合は、県センター、消費者団体等の地域の関係団体及び(株)日本政策金融公庫等で構成する各団体・機関と行政の指導の下、月間における活動に関する行動計画を策定し、当該行動計画に基づき、組合活動の意義に関する意識啓発や組合活動の活性化及び組合加入促進、さらには関係機関の連携強化等を目的とした会議の参画やシンポジウムを開催する。

（「月間」共催者である県センターが主催する「衛生水準の確保・向上推進会議」と合同で開催する。）

#### （2）広報事業

各生衛組合は、意義や役割及び活動等に関する社会的な認識を高めるとともに、生衛組合の活動の活性化やネットワークの拡充を図るため、生衛組合の活動や制度に関して、チラシやパンフレット及び各生衛組合広報誌等を用いて、消費者、事業者等への広報事業を実施する。

#### （3）衛生管理等に関するセミナーの開催

各生衛組合は、組合の活動を通じた衛生水準の確保・向上の取組の推進を図るため、行政との連携の下に、生衛組合未加入者にも呼びかけ、自主管理点検表の活用等による衛生確保の知識の向上や(株)日本政策金融公庫の生活衛生確保融資の活用等に関するセミナーを開催する。

（「月間」共催者である県センターが主催する「衛生水準の確保・向上推進会議」と合同で開催する。）

#### （4）若手人材の育成事業

各生衛組合は、組合の将来を担う若手の人材を育成するとともに、業種横断的な連携を深めるため、若手組合員や後継者等を対象として、生衛組合の活動の意義、制度及び沿革に関する業種横断的なセミナーを開催する。

（「月間」共催者である県センターが主催する「衛生水準の確保・向上推進会議」と合同で開催する。）

#### （5）栃木県知事等に対する組合活動の支援要請の実施

生活衛生関係営業は、住民生活の一助であるとともに、地元雇用対策でも役割を果たしている。生衛組合は、協議会とともに、知事等との面談のうえ、必要性や役割などの意見交換を行い、組織拡充や財政支援等について要請する。

#### （6）その他重点項目に沿った事業

その他重点項目に沿った事業



## 平成27年度経営特別相談員研修会の開催(県央地区)



宇都宮市保健所大会議室での県央ブロック研修会

平成27年度経営特別相談員研修会（公益財団法人全国生活衛生営業指導センター委託事業）を県北・県央・県南ブロックの3か所の会場に分けて、173名の経営特別相談員（以下「特相員」という。）を対象に110名の約65%の参加の下で実施した。

世の大変厳しい経済状況に加えて、超少子高齢化の急進による後継者不足や組合員離れといった負の社会現象を打破するとともに、県民に安全で、安心なサービスや食品を提供していかなければならない使命を共通の認識とすることが求められている。

このため、この研修会は特相員の資質と能力の向上を図るうえで、組合員に対する経営相談事業の充実と強化を図ることを目的とした講座で、特相員の特別指導事業についてや特相員制度の概要及び役割について、また生活衛生関係営業を巡る経済動向及び税制、融資制度などについて、各会場とも約4時間に渡って参加された特相員が熱心に研修された。

今年度も、特相員の特別指導事業の科目ではセンター職員、特相員制度の概要や役割についてはセンター職員及び県央ブロックでは「生衛法・生活衛生同業組合の成り立ちと特相員制度について」と題して、全国センターの特別事業相談室長の桑原廣美氏から講話された。また、生活衛生関係営業を巡る経営環境については栃木県中小企業団体中央会の事務局長を講師として実施するとともに、生衛業の税制についてはセンター顧問税理士から、さらに、生活衛生改善貸付につきましては(株)日本政策金融公庫宇都宮・佐野支店の融資課長を講師とした。

研修終了後のアンケート調査では、すべてのカリキュラムにおいて参加者から、「大変参考になった」と回答された方が約3割、「参考になった」と回答された方が約5割、その他「普通」と回答された方が2割で、総じて殆どの参加者が参考になったようである。

また、研修時間も4時間というデュティがあるものの約8割の参加者から「適正な時間配分」であったと回答を得た。

参加された特相員には、この研修で得た知識をフルに活用して、経営、融資や接客などにおいて、自らの経営方針を検証するとともに、組合員からの相談や施設への巡回指導に有効に運用するなどの建設的な感想もあったことから、総じて内容のある充実した研修であったものと評価した。

次回の研修も、今年度の内容を精査・検証しながら、特相員にとって有用な戦略指導体制ができるような充実した研修に努めていきたい。

(センター事務局 小野塚 和 康)



## 平成27年度第1回協議会支部長、 特相員部会長、事務局長会議を開催して



去る7月8日（水）14時00分から宇都宮市内の「ホテルニューイタヤ」において、指導機関である栃木県保健福祉部生活衛生課 清嶋 かすみ課長、同課 小島 敏課長補佐及び同課 福田 智紀主査の出席の下、栃木県生活衛生同業組合協議会11支部の支部長、経営特別相談員部会長（以下「特相員部会長」という。）及び事務局長（栃木県各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の職員が兼務）が出席して平成27年度第1回支部長、特相員部会長、事務局長会議を開催した。

会議は、栃木県生活衛生同業組合協議会（以下「協議会」という。）関係で6議題及び（公財）栃木県生活衛生営業指導センター（以下「センター」という。）関係で10議題、その他として規制改革実施計画への対応について説明するとともに、各種啓発用のパンフレットや冊子などを紹介し、組合加入促進や利用者・消費者への啓発に有効活用されるよう依頼した。

会議の主な内容は、協議会各支部で実施する経営講習会及び消費者懇談会について、事業成果を数値化して検証できるような事業とすることで、例えば経営講習会では「組合員が求めている内容で、組合員の経営にどれ程役立つ内容であるかどうか。」や「今、正に求められている経営とは？」等の内容が求められていることなどが議論された。

また、消費者懇談会では我々生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）について、「今、消費者・利用者が考えていることは何か。」や「利用者・消費者に営業者及び組合からどうしても理解して欲しいこと。」、あるいは組合及び消費者から「これだけは、お願いしたい。」ということなどが相互に理解できるような内容となるよう議論された。

さらに、本県独自のセンター事業である経営特別相談員（以下「特相員」という。）による「生活衛生関係営業特別事業（いわゆる巡回指導）」について、目標件数（2,000件/組合員4,500人）を達成するため、この巡回指導を通して特相員が組合員とフェース ツアー フェースで組合のメリットを活かした意識付けや動機付けを粘り強く指導することをお願いした。

加えて、クリーニング師研修会等では今年度は第9クールの最終年度であることから、受講率アップを目指し、未受講者への対応について組合が一丸となって取り組むことはもとより、営業者に対して行政からも強力なご指導を行っていただくことなどを確認した。

これからも、県民生活に欠くことのできない生衛業として、経営の向上及び衛生水準の維持向上並びに組合の活性化に向けて、引き続き組合員が一丸となって各種事業を積極・果敢に取り組むことを意思統一して会議が終了した。



栃木県保健福祉部 生活衛生課からのお知らせ

## 食を安全で選ぶなら!とちぎハサップ

～ 栃木県食品自主衛生管理認証制度について ～

本県では、HACCP（ハサップ）の考え方を取り入れて、より高いレベルの衛生管理を行っている施設を認証する制度「栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ）」を設けています。

認証を受けた食品事業者は、店頭や製造する食品のパッケージに認証マークを表示することができ、消費者に安全・安心への取組がアピールできます。

また、県のホームページに施設名などを掲載し、県民の皆さんにお知らせします。

認証取得されていない食品事業者の皆さんは、とちぎハサップ認証取得に取り組んでみませんか。

### 【認証取得のメリット】

認証を取得した施設では、取引先・消費者からの信頼向上と販路拡大、品質の向上・安定とクレームの減少、製品の安全管理に対する従業員の意識向上などの成果を上げています。

### 【認証機関】

認証は、県で指定している以下の認証機関が行っています。

認証機関名	所在地	連絡先
公益社団法人栃木県食品衛生協会	宇都宮市本町12-11	028-622-5953
公益財団法人栃木県保健衛生事業団	宇都宮市下岡本2145-13	028-673-9900

◆平成27年4月1日から、宇都宮市内の事業者も「とちぎハサップ」の対象となり、栃木県の認証制度が一元化されました。



認証マーク

「とちぎハサップ」に関するお問い合わせ先

栃木県保健福祉部生活衛生課 食品安全推進班

電話 028-623-3114 FAX 028-623-3116

## 栃木県保健福祉部生活衛生課からのお知らせ

**食品表示制度が変わります!**

食品表示法が平成27年4月1日に施行されました。

本法は、食品の表示について一般的なルールを定めていた、食品衛生法、J A S 法及び健康増進法の3法の表示に関する規定を統合したもので、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設されました。

これまでの食品の表示は、目的が異なる上記3法でルールが定められていたために、制度が複雑で、分かりにくいものとなっていました。法律の目的が統一されたことにより、整合性の取れたルールの策定が可能となり、消費者、事業者の双方にとってわかりやすい表示を実現することができるようになりました。

※経過措置期間（加工食品、添加物：5年間、生鮮食品：1年6か月）が設けられています。

**主な変更点**

○アレルギー表示が変わります。

原則として、個別表示になります。

例外的に一括表示も可能ですが、その場合は、一括表示欄に使用された全てのアレルゲンがまとめて表示されます。

○加工食品の栄養成分表示が義務化されます。

容器包装に入れられた加工食品には、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量（ナトリウム塩を添加していない場合は「ナトリウム（食塩相当量）」でも可）が表示されます。

※小規模事業者が販売するものなどは、省略が認められています。

○新たな機能性表示制度が創設されました。

「おなかの調子を整えます」、「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）という食品の機能性を表示することができる機能性表示食品の制度ができました。

**外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会中間報告**

アレルギー表示について、外食及び中食（あらかじめ容器包装されずに販売されるもの）には、食品表示法の表示義務は課されていませんが、消費者庁において、「外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会」が設置され、中間報告が公表されていますので、情報提供する際の参考にしてください。

食品表示法に関する詳しい情報は、以下を参照ください。

**消費者庁ホームページ** <http://www.caa.go.jp/foods>

食品表示に関する相談は、**最寄の健康福祉センター（保健所）、農業振興事務所**にお願いします。



## 組合だより

 栃木県社交飲食業生活衛生同業組合  
 佐野支部経営者懇談会を実施して

栃木県社交飲食業生活衛生同業組合（以下「組合」という。）（理事長 中島一男）は、7月23日（木）14時00分から栃木県庁安蘇庁舎（栃木県佐野市堀米町）会議室にて、支部組合員19名のうち、9名の組合



員が参加し、組合の中島一男理事長、大橋正明事務局長及び（公財）栃木県生活衛生営業指導センター（以下「県センター」という。）の小野塚和康氏と組合の再生支援のための支部組織の強化・充実について経営者懇談会を実施した。

始めに、中島理事長の挨拶に続き、出席者組合員一人ひとりの自己紹介のあと、座長の県センター小野塚和康氏から資料に基づき、県内各生活衛生同業組合の歴史や生活衛生関係営業の振興事業による社交飲食業の組合活動について説明された。

その後の懇談会では皆様から、生衛業の厳しい現状に続いて、「いつまで営業ができるのか？」や「いつまで組合費が払えるのか？」等の不安の意見や他の飲食関係組合との賦課金格差などの指摘もあったが、総じて組合員一人ひとりと顔の見える懇談会として、生衛業のメリットや後継者対策などについての議論が活発に意見交換されたことは、今後の組合活動に対して大いに期待し、収穫のある懇談会であった。

（事務局長 大橋 正明）

## 組合だより

 栃木県興行生活衛生同業組合  
 経営講習会を開催して


栃木県興行生活衛生組合（以下「組合」という。）（理事長 三井勝茂）は、7月6日（月）11時00分から小山グランドホテル（栃木県小山市神鳥谷）会議室にて、組合員20名の参加の下で、弁護士の飯島義治氏を講師に迎え、「企業における使用者責任について」と題して講演した。

組合員の各企業が事業拡大等に伴い、多くの従業員を雇用するケースが増大する中で、個々の従業員がお客様や取引業者等と対外的に業務を的確に行う中で、折悪しく生じてしまった「損害」をどの程度、どこまで従業員に対して、使用者（会社）が責任を負うかについての講話であり、改めて従業員が正規の業務の中で負った損害については基本的には使用者責任が課せられる。従って、使用者は従業員の対外的業務で損害責任などが生じないように予め従業員教育が重要であるという内容であった。また、講演終了後の組合員からのアンケート調査でも、全員から「講演内容が理解できた。」や「改めて勉強になった。」と回答されたことから、有益な講習会であったものと思われる。

（事務局長 三井 覚）



## 組合の組織強化拡大と業界発展のために**組合に加入**しよう!

我々生活衛生関係営業者（以下「生衛業」という。）は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）に基づき、県民の日常生活に極めて深い関係にある生衛業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び振興をとおして施設の衛生水準の維持向上を図り、利用者又は消費者の利益の擁護に資することを目的としています。

本県では、生衛法に基づき、各業種ごとに14の組合と1の小組合が栃木県知事から認可されています。

そこで、生衛業者が組合に加入すると、次のような**主なメリット**があります。

- 1 日本政策金融公庫で有利な金利や返済期間、さらに借入金額での融資や無担保、無保証人等の貸付制度が利用できます。
- 2 融資、経営、税務、法律、労務、衛生等の経営相談が無料で受けられます。
- 3 各種研修会、講習会等に参加して多くの知識が受けられます。
- 4 いろいろな業界情報が速やかに伝達されます。
- 5 各種の共済制度や保険制度に加入することにより、安全・安心が担保されます。
- 6 カラオケ使用店では、使用料金の割引などが受けられます。
- 7 組合が実施する各種事業や行事に参加できます。
- 8 その他、組合別に特典があります。

公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター及び栃木県生活衛生同業組合協議会は、各組合の皆様と一緒に**組織の強化・充実と生衛業の振興・発展**に努めています。

＝編集後記＝

2020年までの「二百十日」は、平年なら9月1日、閏年なら8月31日であると言われ、立春から数えてこの日があたり、この頃台風の襲来や風の強い日が多くなり、特に「二百十日」と呼んで、警戒するようである。

つまり、季節の移り変わりの目安となる「季節点」のひとつであり、台風が来て天気が荒れ易いと言われ、夏目漱石の「二百十日」でも、二百十日の荒天が描かれている。

元々、この日の頃に台風が多いという事実はなく、むしろ8月下旬から9月中旬の台風襲来の山に挟まれ、二百十日ごろの台風はむしろ少ない。気象学者の堀口由己よれば、この頃稲の出穂期にあたり、強風が吹くと減収になるおそれがあるために注意を喚起する意味で言われ始めたのであろうという。

平成27年度も、残すところ7か月となってきましたが、政府の「地方創生」事業を大いに期待して、長引く不況から明るい兆しが見えることを切望しています。

皆様方には、今年の猛暑を忘れ、秋涼の候の季節感に浸りながらご活躍されることをお祈り申し上げます。

(センター事務局 小野塚 和 康 (^o^))